別紙様式第18号（第165条第1項関係）

（日本産業規格Ａ４）

信用金庫代理業に関する報告書

〔　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで〕

年　　月　　日

主たる事務所
の所在地
名　　称
氏　　名

（記載上の注意）

1　本表中に記載する金額及び件数は、この表中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

2　信用金庫法（以下「法」という。）第89条第5項において準用する銀行法第52条の37第1項の申請書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該申請書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

1　許可年月日及び許可番号

2　信用金庫代理業の概況

（記載上の注意）

直近の事業年度における信用金庫代理業の経過及び成果を記載すること。

3　所属信用金庫等

所属信用金庫名		信用金庫代理業再委託者名		信用金庫代理業の業務の内容
	委託契約年月日		再委託契約年月日	

（記載上の注意）

1　「所属信用金庫名」欄は、当期末現在における所属信用金庫（法第85条の2第3項に規定する所属信用金庫をいう。以下同じ。）の名称を記載すること。

2　「信用金庫代理業再委託者名」欄は、信用金庫代理業再委託者（法第89条第3項において準用する銀行法第52条の58第2項に規定する信用金庫代理業再委託者をいう。以下同じ。）の再委託を受けて信用金庫代理業を行うときに限り、当該信用金庫代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び信用金庫代理業の許可番号を記載すること。

3　「信用金庫代理業の業務の内容」欄は、所属信用金庫のために行う信用金庫代理業の業務の内容を記載すること。

4　使用人の状況

	使　用　人
総　　数	名

（記載上の注意）

1　本表は、当期末における信用金庫代理業に従事する使用人について記載すること。

2　「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。

5　事務所の状況

名　　称	所　在　地	所属信用金庫名	信用金庫代理業の業務の内容

（記載上の注意）

1　「所属信用金庫名」欄及び「信用金庫代理業の業務の内容」欄は、事務所において複数の所属信用金庫のために信用金庫代理業を営むときは、当該所属信用金庫ごとに記載すること。

2　適宜地区別に区分して記載すること。

6　信用金庫代理業の実施状況

(1)　預金関係

①　代理　　（単位：千円、件）

所属信用金庫名	流動性預金		うち当座預金		定期性預金		合計（その他を含む。）	
	口座数	残高	口座数	残高	口座数	残高	口座数	残高
合　　計								

（記載上の注意）

当期末における預金の口座数及び残高を所属信用金庫ごとに記載すること。

②　媒介　　（単位：件）

所属信用金庫名	流動性預金	うち当座預金	定期性預金	合　　計（その他を含む。）
	件　　数	件　　数	件　　数	件　　数
合　　計				

（記載上の注意）

「件数」欄は、法第85条の２第２項第１号に規定する契約の締結の媒介行為を行つたもののうち、当期中に契約の締結に至つた件数を所属信用金庫ごとに記載すること。

(2)　貸出金関係

①　代理　　（単位：千円、件）

所属信用金庫名	消費者向け貸出金		事業者向け貸出金		合　　計	
	件　数	残　高	件　数	残　高	件　数	残　高

合　計						

（記載上の注意）

当期末における貸出金の件数及び残高の合計額を所属信用金庫ごとに記載すること。

② 媒介　（単位：千円、件）

所属信用金庫名	消費者向け貸出金		事業者向け貸出金		合　計	
	件　数	媒介額	件　数	媒介額	件　数	媒介額
			（　）	（　）		
			（　）	（　）		
合　計			（　）	（　）		

（記載上の注意）

1　当期中における法第 85 条の２第２項第２号に規定する契約の締結の媒介行為を行つた件数及び媒介額を所属信用金庫ごとに記載すること。

2　「件数」欄は、媒介行為を行つたもののうち、当期中に契約の締結に至つた件数を記載すること。

3　「媒介額」欄は、当期中に契約の締結に至つたものの契約時の貸付けの金額を記載すること。

4　「件数」及び「媒介額」欄の（　）には、規格化された貸付商品（信用金庫法施行規則第 143 条第６号ハに規定する規格化された貸付商品をいう。）の件数及び媒介額を内書すること。

(3) 為替取引関係　（単位：件）

所属信用金庫名	代　理	媒　介
合　計		

（記載上の注意）

1　「代理」欄は、当期中における法第 85 条の２第２項第３号に規定する契約の締結の代理行為を行つた契約件数を記載すること。

2　「媒介」欄は、当期中における法第 85 条の２第２項第３号に規定する契約の締結の媒介行為を行つた契約件数を記載すること。

(4) 手数料の状況　（単位：千円）

所属信用金庫名	手　数　料
合　計	

（記載上の注意）

「手数料」欄は、当期中に所属信用金庫（信用金庫代理業再受託者（法第 89 条第３項において準用する銀行法第 52 条の 58 第２項に規定する信用金庫代理業再受託者をいう。）にあつては、信用金庫代理業再委託者）から得た信用金庫代理業に係る手数料の金額を記載すること。